

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成23年12月21日京都市条例第29号）（総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室）

京都市立一橋小学校ほか2校を統合して設置する京都市立東山泉小学校において、京都市立月輪中学校の施設を利用してその教育を行うこととし、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うこととするに伴い、同中学校の名称を変更することとします。

改正前	改正後
京都市立月輪中学校	京都市立東山泉中学校

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第29号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「京都市立月輪中学校」を「京都市立東山泉中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室)